て）」及び別表５－２－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・米ドル建て）」の「対象債権額」欄記載の金額）について、前記⑴①に定める免除率の割合の免除を受ける。

②　前記①による免除後の金額を弁済額合計額として、前記⑴②及び③の定めに準じて弁済する。ただし、前記⑴③の定めに基づく種類株式の発行は、前記①の換算レートで換算した円建て（１円未満切り上げ）にて行う。

⑶　一般更生債権（敷金返還請求権）

別表５－３「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載の確定更生債権については、同表の確定債権額について、前記⑴①及び②の定めを適用するものとする。ただし、前記⑴①②の定めについては、更生会社は、確定更生債権額から、賃貸借契約終了時に約定に従って当該確定更生債権者が更生会社（弁済前に分割新会社に承継されたときは分割新会社。以下、本項において同じ。）へ弁済すべき額（滞納賃料額、未払原状回復工事費用を含む。ただし、会社更生法第48条第３項の規定により共益債権となるべき額に当該弁済すべき額を充当した結果、なお精算されない残額に限る。）があるときはそれを控除した残額（以下「確定敷金額」という。）に対して前記⑴①②の権利の変更の定めを適用するものとし、更生会社は当該確定更生債権に係る賃貸借契約終了後の滞納賃料等の精算の完了時又は前記⑴②の弁済期のいずれか遅く到来する時を弁済期として弁済するものとする。なお、前記⑴①の免除の効果は、賃貸借契約終了後の精算の完了時か更生計画認可決定時のいずれか遅く到来した時に生じるものとする。

同表記載の確定更生債権については、確定敷金額に対して前記⑴③の権利の変更の定めを適用し、分割新会社は当該確定更生債権に係る賃貸借契約終了後の滞納賃料等の精算の完了時又は前記⑴③に定める種類株式の発行日のいずれか遅く到来する時に種類株式を発行するものとする。

⑷　一般更生債権の弁済における調整

①　別表５－３「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」整理番号４ないし６の債権者については、前記⑶における前記⑴①の適用に際しては、「その100万円超の部分（以下「対象債権額」という。）」を「確定更生債権額」に、前記⑴②③の適用に際しては、「対象債権額」を「確定債権額」に、それぞれ読み替え、前記⑴②アの定めはないものとして適用する。

②　更生債権者であるワシマイヤー及びアサヒオプティカルに対する確定更生債権の弁済については、更生会社がワシマイヤー及びアサヒオプティカルの認可された各更生計画に基づき、一般更生債権を有する者として弁済を受けることから、前記⑴②による弁済については、ワシマイヤー及びアサヒオプティカルの更生会社に対する債権並びに更生会社のワシマイヤー及びアサヒオプティカルに対する債権について、それぞれ権利変更後の金額により対当額にて相殺し、相殺後なお残る弁済額のみを弁済する。なお、前記⑴③による株式の発行については、分割新会社とワシマイヤー及びアサヒオプティカル（これらの更生会社についての新設分割設立株式会社を含む。）並びに破産者小野光太郎破産管財人飯尾拓との間で合理的かつ衡平な方法で、権利の譲渡又は放棄等による処分ができるものとする。

第４節　権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社又は分割新会社の本店所在地において行う。

債権者が同債権者名義の銀行口座等（日本国内の本支店の口座に限る。）への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は更生会社又は分割新会社の負担とする。

更生会社又は分割新会社が、弁済額に対して源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を交付ないし送金する。

２　放棄・取下げ債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生担保権又は更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、当該更生債権等に係る更生計画による権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始日以降、更生担保権又は更生債権の全部又は一部の譲渡・移転（包括承継を含む。）がなされたとき（以下「債権譲渡等」という。）は、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めとの関係では、債権譲渡等が行われる前の債権額を基準として更生計画の定めを適用するものとし、同定めの適用の結果により発生する免除額は、以下の算式により債権譲渡等をした者と当該債権譲渡等を受けた者とに配賦する。

ア　債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額＝免除額×（債権譲渡等をする前の債権額－債権譲渡等をした額）÷債権譲渡等をする前の債権額

イ　債権譲渡等を受けた者が受ける免除額配賦額＝免除額－債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額

なお、更生計画認可決定後から更生手続終結までの間に債権譲渡等をした債権者は、管財人に対して、当該譲渡に係る更生債権等について届出名義変更の手続を行わなければならない。

４　端数処理

本文中に別途定める場合を除き、更生債権の本章第３節２に定める権利の変更において生じる免除後の更生債権額及び前項「債権譲渡等の取扱い」における債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額の１円未満の端数又は１セント未満の端数は、これを切り上げる。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　査定申立等（未確定更生担保権）

別表６「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の更生担保権については、管財人が同表の「更生担保権として」「認めない額」欄記載のとおりに認否をしたことから、当該債権者から、同表の「更生担保権の査定請求額」欄記載の額について更生担保権査定の申立てがあり、現在手続が係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

別表６「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の未確定更生担保権（以下「本件未確定更生担保権」という。）については、第７章第１節５⑵②の定めにより分割新会社が更生会社から免責的に承継した上で、以下のとおり取り扱うものとする。

⑴　更生担保権として確定した場合

本件未確定更生担保権が更生担保権として認められ確定したときは、以下のとおり権利の変更及び弁済を行う。

①　本件未確定更生担保権については、その弁済に先立ち、管財人（本件効力発生日以降は分割新会社。以下「管財人又は分割新会社」という。）は、以下の手順に従って、別表９－１「担保権の目的物一覧表（土地）」物件番号18ないし20記載の不動産（以下「売却対象不動産」という。）を売却する。

ア　管財人又は分割新会社が売却対象不動産を売却するときの売却条件は、原則として以下のとおりとする。

ａ　現状有姿かつ公簿売買とし、更生会社又は分割新会社は境界確認の責任及び瑕疵担保責任を一切負わないことを原則とする。

ｂ　土壌・地下水の汚染等環境問題に関する調査費用並びに土壌・地下水等の汚染の除去費用及び拡大防止費用は、買主の負担とし、更生会社又は分割新会社は何らの責任も負わないことを原則とする。